

第3章 今後のまちづくりの課題と対応

3-1 益城町のまちづくりの方向

(1) 上位関連計画におけるまちづくりの方向

① 広域計画

項目	主な関連施策
<p>熊本県</p>	<p>【熊本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（熊本都市計画区域マスタープラン）】 (都市づくりの基本理念) 「豊かな自然と歴史を活かし、活力あるエコ・コンパクトな都市づくり」 (都市づくり) ①豊かで身近な自然・歴史文化・景観と調和した都市づくり ②多様な都市機能の集積・利便性の向上を目指す多核連携型都市づくり ③広域交流、域内交流を育む快適で便利な公共交通優先の都市づくり ④人と環境にやさしい安全・安心な都市づくり ⑤住民と行政が協働により取り組む都市づくり (各種の社会的課題への対応) ①人口減少・少子高齢社会等への対応 ②恵まれた自然環境の維持保全 ③地球温暖化をはじめとする環境問題への対応 ④都市防災への対応 ⑤安全・安心に暮らせる地域づくりへの対応 ⑥歴史的環境に配慮した、良好な景観の保全・形成 ⑦厳しい都市経営への対応と、住民参加のまちづくり</p> <p>● 将来市街地像図</p> <p>土地 利用</p> <ul style="list-style-type: none"> 中心商業業務市街地 中心部周辺市街地 郊外部市街地 農業ゾーン 自然環境ゾーン <p>拠 点</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域総合都市拠点 地域核 生活拠点 広域防災拠点 工業流通拠点 広域観光・レクリエーション拠点 広域スポーツ・レクリエーション拠点 <p>都 市 軸</p> <ul style="list-style-type: none"> 熊本中心市街地軸 放射線都市連携軸 広域交通軸 広域交通骨格道路 域内幹線道路 <p>骨 格 的 な 交 通 の 体 系</p> <ul style="list-style-type: none"> 広域交通結節点 鉄道・駅 市町村界 IC スマートIC <p>※この図面は、おおむねの位置、広がりを示している。</p>

第3章 今後のまちづくりの課題と対応

②町の上位関連計画

項目	主な関連施策																						
第6次益城町総合計画	<p>【まちの将来像】 「住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」</p> <p>【まちづくりの基本方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①みんなが安心していきいきと暮らせるまちづくり ②活力と魅力にあふれるまちづくり ③多様な人が輝くまちづくり ④健全な行財政に支えられたまちづくり <p>【まちづくりの大綱「4. 自然と調和した活力に満ちたまちづくり」の内容】</p> <table border="1" data-bbox="331 521 1481 1211"> <thead> <tr> <th></th> <th>施策の展開</th> <th>重点・戦略的プロジェクト</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 公共インフラの整備</td> <td>○道路復旧事業（町道、私道、橋梁等）の早期完了 ○公共施設の復旧 ○公共交通の見直し</td> <td>○新たなまちづくりに対応した公共交通の検討 ○役場新庁舎及び複合施設の整備</td> </tr> <tr> <td>2) 計画的な土地利用の推進</td> <td>○民間活力の導入による新住宅エリアの整備推進 ○開発に対する基準の設定による農地の保全 ○森林の整備に向けた体制等の充実</td> <td>○新住宅エリア整備促進のための基盤整備</td> </tr> <tr> <td>3) 新たな拠点の整備</td> <td>○都市拠点の整備 ○地域拠点としての機能の誘導 ○新都市拠点の整備の促進 ○コミュニティ拠点としての位置付け ○文化レクリエーション拠点の整備 ○新産業拠点への新たな産業の誘導 ○広域観光レクリエーション拠点の整備</td> <td>○益城台地土地区画整理事業及び益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の推進 ○都市計画道路益城中央線拡幅整備に伴う、沿道を活用した新たな街並みやにぎわいづくり ○都市拠点としての木山地区の再生</td> </tr> <tr> <td>4) 災害時にも機能する安全・安心な道路ネットワークの整備</td> <td>○都市計画道路益城中央線の拡幅整備の推進 ○町道東西線・南北線・第二南北線の新設及び町道横町線の拡幅整備 ○県道益城菊陽線の拡幅整備の推進 ○国道443号の改良整備の推進 ○まちづくり提案に基づく住宅地内における幅員の狭い道路の拡幅</td> <td>○幹線道路ネットワークの形成</td> </tr> <tr> <td>5) 上下水道整備及び汚水処理対策の推進</td> <td>○下水道災害復旧工事の実施 ○津森地区における下水道管きよの整備 ○新住宅エリア開発や復興に向けた基盤整備事業に付随する上下水道整備の計画的な実施</td> <td></td> </tr> <tr> <td>6) 公園の整備</td> <td>○まちづくり提案に基づいた一時避難地（公園・緑地）の整備 ○潮井自然公園の整備の推進</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>			施策の展開	重点・戦略的プロジェクト	1) 公共インフラの整備	○道路復旧事業（町道、私道、橋梁等）の早期完了 ○公共施設の復旧 ○公共交通の見直し	○新たなまちづくりに対応した公共交通の検討 ○役場新庁舎及び複合施設の整備	2) 計画的な土地利用の推進	○民間活力の導入による新住宅エリアの整備推進 ○開発に対する基準の設定による農地の保全 ○森林の整備に向けた体制等の充実	○新住宅エリア整備促進のための基盤整備	3) 新たな拠点の整備	○都市拠点の整備 ○地域拠点としての機能の誘導 ○新都市拠点の整備の促進 ○コミュニティ拠点としての位置付け ○文化レクリエーション拠点の整備 ○新産業拠点への新たな産業の誘導 ○広域観光レクリエーション拠点の整備	○益城台地土地区画整理事業及び益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の推進 ○都市計画道路益城中央線拡幅整備に伴う、沿道を活用した新たな街並みやにぎわいづくり ○都市拠点としての木山地区の再生	4) 災害時にも機能する安全・安心な道路ネットワークの整備	○都市計画道路益城中央線の拡幅整備の推進 ○町道東西線・南北線・第二南北線の新設及び町道横町線の拡幅整備 ○県道益城菊陽線の拡幅整備の推進 ○国道443号の改良整備の推進 ○まちづくり提案に基づく住宅地内における幅員の狭い道路の拡幅	○幹線道路ネットワークの形成	5) 上下水道整備及び汚水処理対策の推進	○下水道災害復旧工事の実施 ○津森地区における下水道管きよの整備 ○新住宅エリア開発や復興に向けた基盤整備事業に付随する上下水道整備の計画的な実施		6) 公園の整備	○まちづくり提案に基づいた一時避難地（公園・緑地）の整備 ○潮井自然公園の整備の推進	
	施策の展開	重点・戦略的プロジェクト																					
1) 公共インフラの整備	○道路復旧事業（町道、私道、橋梁等）の早期完了 ○公共施設の復旧 ○公共交通の見直し	○新たなまちづくりに対応した公共交通の検討 ○役場新庁舎及び複合施設の整備																					
2) 計画的な土地利用の推進	○民間活力の導入による新住宅エリアの整備推進 ○開発に対する基準の設定による農地の保全 ○森林の整備に向けた体制等の充実	○新住宅エリア整備促進のための基盤整備																					
3) 新たな拠点の整備	○都市拠点の整備 ○地域拠点としての機能の誘導 ○新都市拠点の整備の促進 ○コミュニティ拠点としての位置付け ○文化レクリエーション拠点の整備 ○新産業拠点への新たな産業の誘導 ○広域観光レクリエーション拠点の整備	○益城台地土地区画整理事業及び益城中央被災市街地復興土地区画整理事業の推進 ○都市計画道路益城中央線拡幅整備に伴う、沿道を活用した新たな街並みやにぎわいづくり ○都市拠点としての木山地区の再生																					
4) 災害時にも機能する安全・安心な道路ネットワークの整備	○都市計画道路益城中央線の拡幅整備の推進 ○町道東西線・南北線・第二南北線の新設及び町道横町線の拡幅整備 ○県道益城菊陽線の拡幅整備の推進 ○国道443号の改良整備の推進 ○まちづくり提案に基づく住宅地内における幅員の狭い道路の拡幅	○幹線道路ネットワークの形成																					
5) 上下水道整備及び汚水処理対策の推進	○下水道災害復旧工事の実施 ○津森地区における下水道管きよの整備 ○新住宅エリア開発や復興に向けた基盤整備事業に付随する上下水道整備の計画的な実施																						
6) 公園の整備	○まちづくり提案に基づいた一時避難地（公園・緑地）の整備 ○潮井自然公園の整備の推進																						
益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略	<p>【益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略のターゲット】</p> <p>益城町まち・ひと・しごと創生総合戦略では、今、本町に住んでいる人やかわりのある人の暮らしや思いを大事にしながらも、若い世代や女性の視点をより意識した施策を展開します。</p> <p>【政策目標別戦略】</p> <table border="1" data-bbox="331 1442 1481 1890"> <thead> <tr> <th>政策目標</th> <th>基本施策</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1) 時代にあった環境をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する</td> <td>①平成28年熊本地震等を踏まえた防災・減災のまちづくり ②移動しやすいまちづくりの推進（公共交通体系等の再構築） ③「歩く」を通じた、健康・安心・にぎわいのまちづくりの推進（あるくプロジェクト） ④住民と行政との協働による基盤づくりの推進 ⑤益城町が誇る「豊かな自然」の保全・活用の推進 ⑥市町村の枠を越えた連携体制の構築</td> </tr> <tr> <td>2) 若い世代の移住・定住の流れをつくる</td> <td>①「自慢したい」地域資源についての情報発信 ②タウンセールスのための仕掛け・仕組みの構築 ③交流人口・移住人口の受入体制の整備 ④本町に関係を持つ人への継続的なフォローの実施</td> </tr> <tr> <td>3) 若い世代が、希望に応じて結婚・出産・子育てができる環境をつくる</td> <td>①地域の特性を活かした特色ある教育環境づくり ②結婚・出産・子育てに対する切れ目のない支援 ③「男女共同参画社会」に向けた理解促進と環境整備</td> </tr> <tr> <td>4) 若い世代を中心に多世代に安定した雇用を創出する</td> <td>①町内事業者の活性化や企業誘致を通じた雇用機会の拡大 ②起業を呼び込む環境づくり ③就農希望者を確実に取り込んでいく体制の整備</td> </tr> </tbody> </table>		政策目標	基本施策	1) 時代にあった環境をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	①平成28年熊本地震等を踏まえた防災・減災のまちづくり ②移動しやすいまちづくりの推進（公共交通体系等の再構築） ③「歩く」を通じた、健康・安心・にぎわいのまちづくりの推進（あるくプロジェクト） ④住民と行政との協働による基盤づくりの推進 ⑤益城町が誇る「豊かな自然」の保全・活用の推進 ⑥市町村の枠を越えた連携体制の構築	2) 若い世代の移住・定住の流れをつくる	①「自慢したい」地域資源についての情報発信 ②タウンセールスのための仕掛け・仕組みの構築 ③交流人口・移住人口の受入体制の整備 ④本町に関係を持つ人への継続的なフォローの実施	3) 若い世代が、希望に応じて結婚・出産・子育てができる環境をつくる	①地域の特性を活かした特色ある教育環境づくり ②結婚・出産・子育てに対する切れ目のない支援 ③「男女共同参画社会」に向けた理解促進と環境整備	4) 若い世代を中心に多世代に安定した雇用を創出する	①町内事業者の活性化や企業誘致を通じた雇用機会の拡大 ②起業を呼び込む環境づくり ③就農希望者を確実に取り込んでいく体制の整備											
政策目標	基本施策																						
1) 時代にあった環境をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する	①平成28年熊本地震等を踏まえた防災・減災のまちづくり ②移動しやすいまちづくりの推進（公共交通体系等の再構築） ③「歩く」を通じた、健康・安心・にぎわいのまちづくりの推進（あるくプロジェクト） ④住民と行政との協働による基盤づくりの推進 ⑤益城町が誇る「豊かな自然」の保全・活用の推進 ⑥市町村の枠を越えた連携体制の構築																						
2) 若い世代の移住・定住の流れをつくる	①「自慢したい」地域資源についての情報発信 ②タウンセールスのための仕掛け・仕組みの構築 ③交流人口・移住人口の受入体制の整備 ④本町に関係を持つ人への継続的なフォローの実施																						
3) 若い世代が、希望に応じて結婚・出産・子育てができる環境をつくる	①地域の特性を活かした特色ある教育環境づくり ②結婚・出産・子育てに対する切れ目のない支援 ③「男女共同参画社会」に向けた理解促進と環境整備																						
4) 若い世代を中心に多世代に安定した雇用を創出する	①町内事業者の活性化や企業誘致を通じた雇用機会の拡大 ②起業を呼び込む環境づくり ③就農希望者を確実に取り込んでいく体制の整備																						

(2) 町のまちづくりの方向（益城町都市計画マスタープラン）

①都市の将来像

益城町は、平成 28 年に発生した熊本地震の被害を受け、復興に向けた取組みを町民や企業、行政が一体となって取り組んでいます。

益城町の今後のまちづくりには、町民の不安を解消し、ずっと住み続けられる安全な町を目指すとともに、中心市街地の活性化や産業振興によって、都市としての魅力向上を図る必要があります。

2018 年 12 月に策定された第 6 次益城町総合計画では、「住みたいまち、住み続けたいまち、次世代に継承したいまち」をまちの将来像に設定しており、都市計画マスタープランもその考えを継承し、下記を都市づくりの理念として設定します。

《都市づくりの理念》

**阿蘇西麓の自然に育まれたゆとりある
住環境と活力と魅力にあふれる都市形成による
ずっと住み続けられる安全な町**

②都市づくりの目標

(1) 拠点の適正配置による生活利便の確保	町を代表する都市拠点の形成から集落拠点に至るまで、地域の特性に応じた拠点を適正に配置し、拠点の役割を分類することにより、町民の日常生活における利便性の確保を図ります。
(2) 安全に生活できる市街地の形成	自然災害による被害を最小限に抑えるため、災害発生の危険性の高い場所での居住を抑制しつつ、人命優先の避難対策を強化することで、災害に強い市街地形成を図ります。
(3) 中心市街地の賑わいの創出と産業振興の促進	都市拠点となる中心市街地においては、若い世代の働き場の確保や定住促進を図るため、都市機能の集積や商業の活性化による賑わいの創出を図ります。また、産業の集積や新たな企業の誘致、立地等による産業振興の促進を図ります。
(4) 幹線道路ネットワークと地域公共交通網の充実	未整備都市計画道路の整備による町内幹線道路ネットワークの構築を図るとともに、超高齢社会に対応できる地域ニーズに応じた公共交通網の充実を図ります。
(5) 豊かな自然資源を活かした潤いのある居住環境の形成	広大な農地や緑地、木山川や秋津川などの雄大な河川など、本町の豊かな自然資源を活用し、都心部では味わえない生活に潤いのある居住環境の形成を図ります。
(6) 広域都市間連携による潜在需要の活性化	阿蘇くまもと空港や益城熊本空港・ICなどの広域交通結節機能を活かし、周辺他都市と都市機能や公共交通などの有機的な連携を図ることで、本町の潜在需要の活性化を図ります。

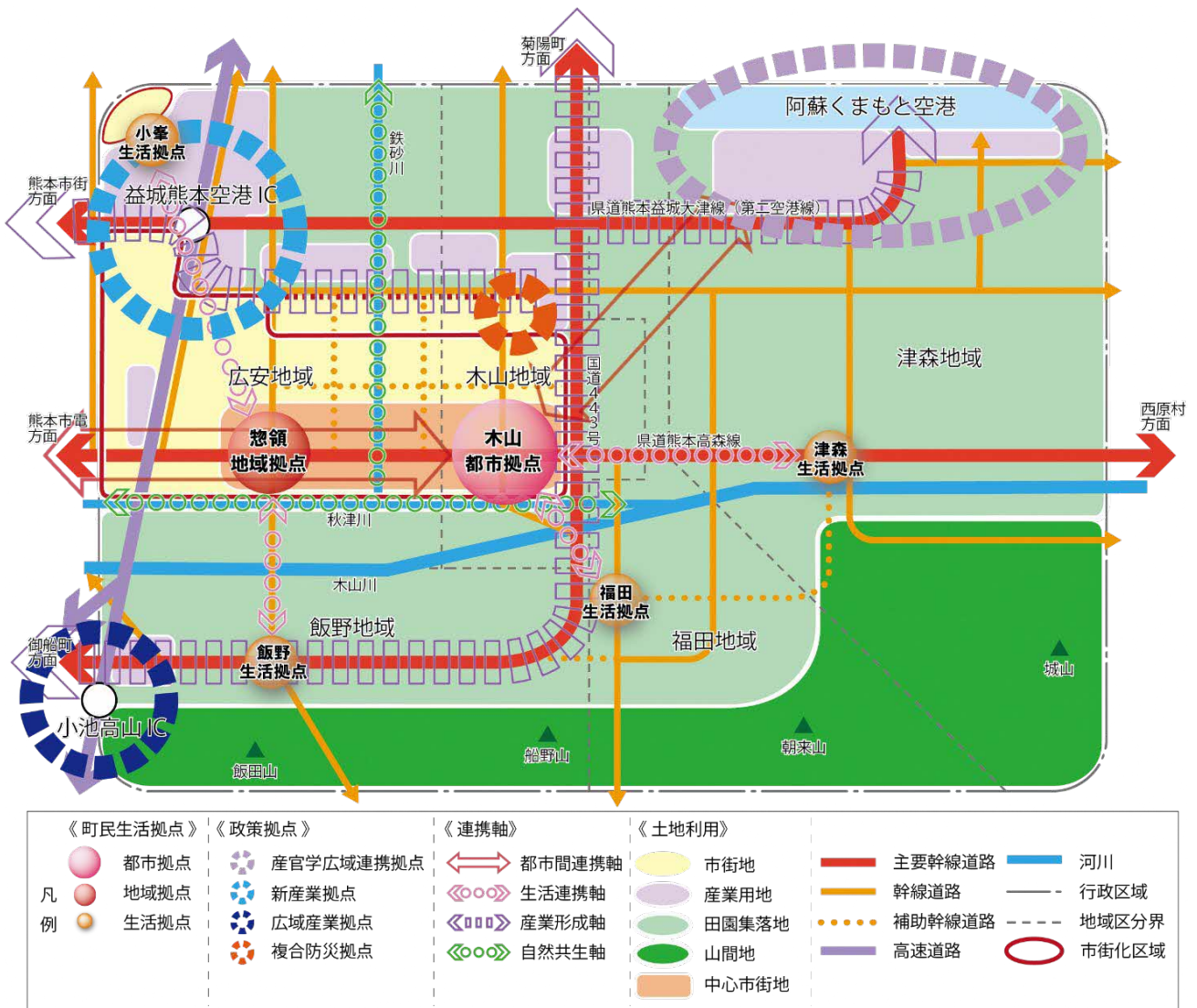
③将来都市構造

都市計画マスタープランの将来都市構造は、「都市拠点」「地域拠点」「生活拠点」及び「政策拠点」を「都市間連携軸」、「生活連携軸」で有機的に結び、各拠点地区が都市づくりの基本理念や基本方針を踏まえた都市形成を図れるよう設定しています。

また、産業面においても、商業や工業の販売額・出荷額が増加傾向にあり、現況において商業地及び工業地が不足している状況にあることから、持続的な発展を支えるためには、将来都市構造を実現するための拠点形成や連携軸の有機的連携、土地利用誘導が重要となります。

こうした状況において、震災復興事業による既成市街地の再生や計画的市街地整備、産業振興を推進する受け皿として、新住宅エリア内の都市的土地利用を図ります。

◆将来都市構造図

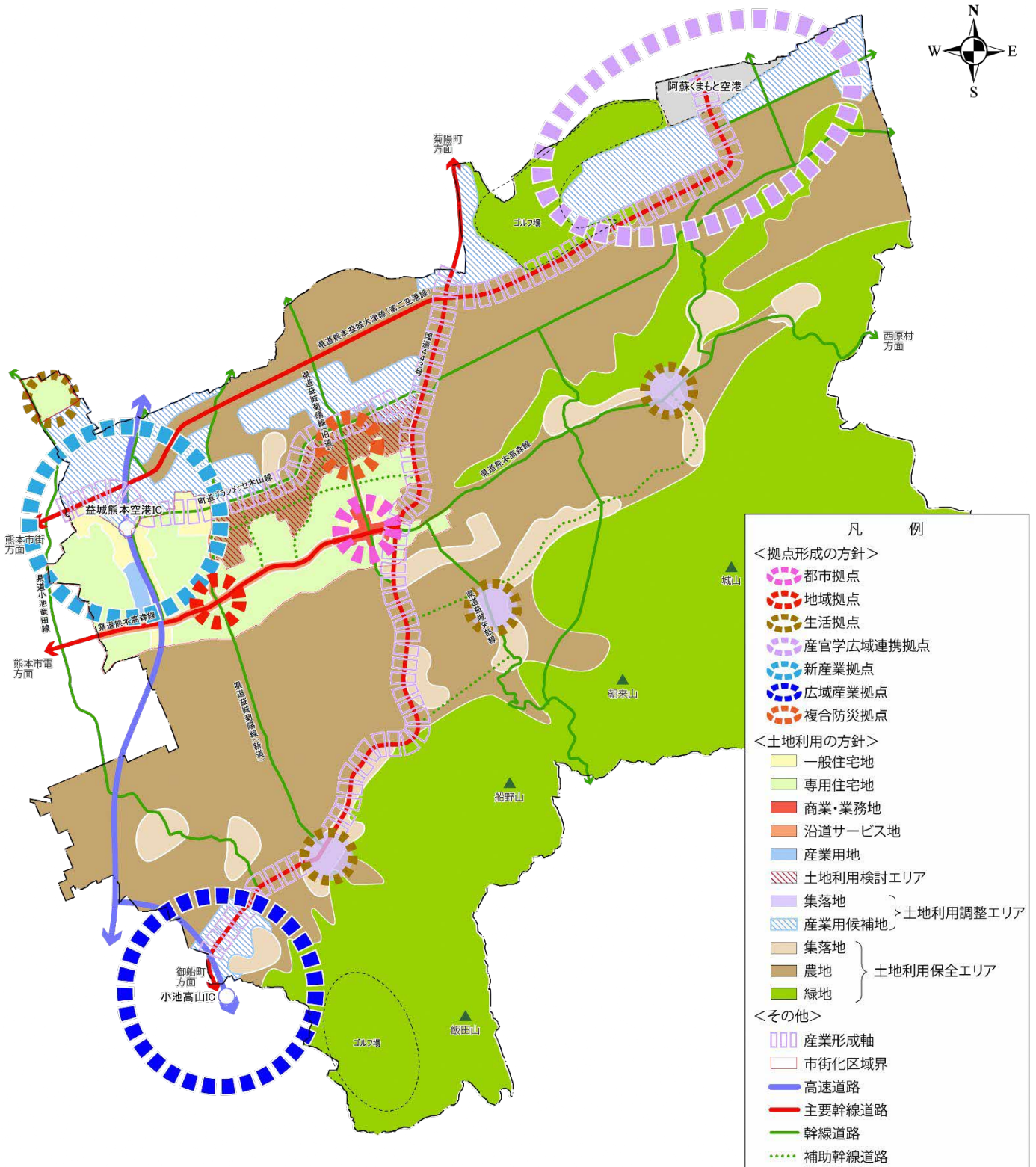


第3章 今後のまちづくりの課題と対応

④土地利用の方針

分類		方針	
拠点形成の方針	町民生活拠点	<ul style="list-style-type: none"> 都市拠点は、すべての町民が定期的に利用する高次都市機能を有し、様々な都市機能を備えた町を代表する唯一の拠点として設定します。 都市拠点としては、町の中心となる木山地区を位置付け、復興区画整理によって再生した市街地を中心に、様々な都市機能の集約・充実を図り、商業や業務施設が集積する賑わいのある都市空間の創出を図るなど、中心市街地に相応しい拠点形成を進めます。 	
	地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 地域拠点は、周辺の地域住民が日常的に利用する拠点であり、地域の人口規模に応じた教育・文化・医療・福祉・生活利便などの複合的な都市機能を備えた拠点として設定し、都市拠点を補完する役割とします。 地域拠点としては、市街化区域西側の人口密度の高い広安地域の惣領地区に位置付け、日常的なサービス機能を有する施設の集積・維持に努め、木山地区と一体となった賑わいのある中心市街地の形成を進めます。 	
	生活拠点	<ul style="list-style-type: none"> 生活拠点は、市街地やまとまりのある集落地などの活力維持を図る拠点として設定し、適正な生活利便・交通利便を確保する役割とします。 生活拠点としては、小峯地区、飯野地区、福田地区、津森地区の4地区に設定を行い、周辺住民の生活利便の確保を進めます。 	
政策拠点	産官学広域連携拠点	<ul style="list-style-type: none"> 産官学広域連携拠点は、広域的な交通結節点となる空港での産業振興の促進を目的とし、周辺市町村などと産業や学術研究などの広域的な連携を行うことで、多様な産業の立地を促進するための拠点形成を進めます。 	
	新産業拠点	<ul style="list-style-type: none"> 新産業拠点は、益城熊本空港 IC 周辺における産業振興の促進を目的とし、阿蘇くまもと空港や周辺市町村などへのアクセス性の向上を図り、物流・製造業を中心とした産業の立地を促進するための拠点形成を進めます。 	
	広域産業拠点	<ul style="list-style-type: none"> 広域産業拠点は、小池高山 IC 周辺での産業振興の促進を図ることを目的としつつ、かつ周辺市町村などと産業の広域的な連携を図ることで、広域性を生かした多様な産業の立地を促進するための拠点形成を図ります。 	
	複合防災拠点	<ul style="list-style-type: none"> 地震や洪水などの自然災害の被害を受けた本町では、安全な都市づくりに対する町民意識が高まっており都市の防災性の強化が課題となっています。 災害時の活動拠点となる既成市街地の一部区域は木山川及び秋津川沿いにあり、河川氾濫時の浸水想定区域内に位置していることから、役場仮設庁舎周辺地区を内陸部でのより安全な防災拠点に位置付けます。 都市構造上、都市拠点と産官学広域連携拠点を結ぶ都市間連携軸の交差点付近であることから、熊本県が広域防災拠点として位置付けている阿蘇くまもと空港及びグランメッセ熊本と連携を図り、防災機能と町民サービス機能を補完します。 	
土地利用の方針	市街化区域	一般住宅地	<ul style="list-style-type: none"> 一般住宅地は、中低層の住宅や店舗、事務所などの立地を許容する住居系用途として、複合的な土地利用を許容しつつ、良好な市街地環境の形成を進めます。
		専用住宅地	<ul style="list-style-type: none"> 専用住宅地は、団地開発などにより形成された戸建住宅などが建ち並び閑静な住宅地に配置し、今後も建物用途の混在を防止し、良好な住環境の維持・形成を進めます。
		商業・業務地	<ul style="list-style-type: none"> 商業・業務地は、都市拠点及び地域拠点などの都市機能を集積すべき地区に配置し、商業・業務機能や生活サービス機能の集積・強化や土地の有効かつ高度利用を図ることで、魅力ある商業・業務地の形成を進めます。
		沿道サービス地	<ul style="list-style-type: none"> 沿道サービス地は、広域幹線道路や幹線道路などの自動車交通の多い道路沿道に配置し、通過交通などを対象とした沿道サービス施設の立地を許容します。
		産業用地	<ul style="list-style-type: none"> 市街地内の産業用地では、周辺の居住地との混在に配慮し、適正な用途への見直しを進めます。
	市街化調整区域	土地利用検討エリア	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用検討エリアは、市街化調整区域内において、市街化区域での居住地確保などが難しい場合に、市街化調整区域の基本的な考え方の下、計画的で秩序ある土地利用を誘導し都市的土地利用を目指します。
		土地利用調整エリア	<ul style="list-style-type: none"> 土地利用調整エリアは、市街化調整区域として基本的に開発行為を規制しますが、集落活力の維持と産業振興を促進するため、都市計画法に基づく開発行為を許容するものとします。 既存集落を含む生活拠点に設定する土地利用調整エリア（集落地）では、集落活力を維持するため、生活に必要な都市機能の確保に努めます。 産業形成軸周辺に設定する土地利用調整エリア（産業用候補地）では、工業・産業の計画的な集積を図り、既存産業と合わせて、一体的な産業振興に努めます。
土地利用保全エリア		<ul style="list-style-type: none"> 土地利用保全エリアは、第一種農地や森林などの第一次産業を維持・増進するための地域に設定し、積極的に農地や緑地の保全を進めます。 	

《将来土地利用参考図》



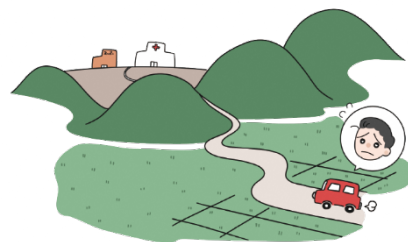
※参考図は概ねの位置を表記したものであり、具体的に確定したものではありません。
 ※土地利用の実現にあたっては、個別法令に基づく手続きが必要であり、事業の実施などを担保するものではありません。

3-2 将来見通しにおいて懸念される問題

人口減少や高齢化などが進むことになれば、町民のみなさんの日常生活において、以下のような様々な悪影響が発生します。

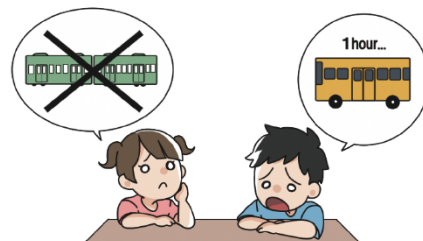
《生活利便性の低下》

生活利便施設は、車利用の割合が多かったとしても、施設周辺の人口密度が低下することで、経営状況が悪化する傾向にあり、**今まで利用していた身近な商店が閉店して、生活が不便になる恐れ**があります。



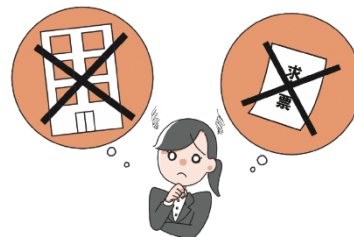
《交通利便性の更なる低下》

公共公益施設の統廃合や高齢者の免許返納が進み、公共交通の重要性が高まっている中で、バス停周辺の人口密度が低下すれば、公共交通利用者が減少し、減便や路線の廃止などが進み、**これまで以上に交通利便性が低下する恐れ**があります。



《働く場所の減少》

人口減少は、町の経済活動の縮小に繋がり、企業などの廃業や撤退によって、**若者の働く場所が少なくなってしまう恐れ**があり、若者世代の町外への転出を更に強めてしまいます。



《地域コミュニティの希薄化》

町内各地では、若年世代が少なく、町外転出等によって更に減少しており、自治会活動や地域活動の担い手不足、1人暮らしのお年寄りが増えるなど、**地域コミュニティが希薄化していく恐れ**があります。



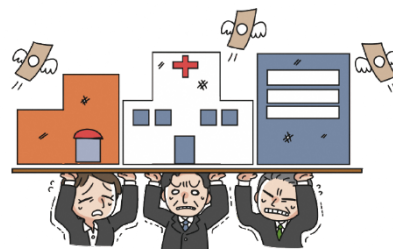
《空き家・空地の増加による居住環境の悪化》

人口減少に伴って、空き家・空地の発生が懸念されますが、人口が集中する市街地内では特に多くの空き家が発生する可能性があり、**空き家等の増加によって市街地の居住環境や景観が悪化する恐れ**があります。



《都市経営コストの増加》

人口減少や経済活動の縮小によって、町の収入が減っていく中で、道路や下水道などの公共インフラや公共公益施設等の維持管理費は増加傾向にあり、**町民一人あたりの都市経営コストは年々増加していく恐れ**があります。



3-3 立地適正化計画が担うべき課題

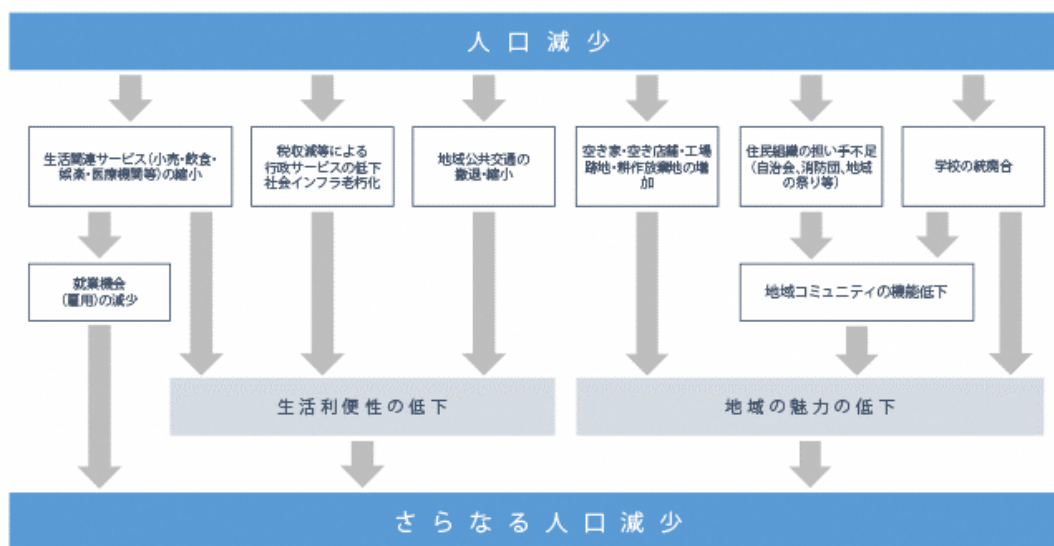
(1) 人口減少によって想定される様々な影響の抑制

人口が減少すると、採算性の低下などを理由に、民間企業が経営する生活関連サービス施設は移転や廃業によって減少していきます。また、利用者不足による地域公共交通の撤退・縮小や空き家・空き店舗、工場撤退などによる働き場所の減少が進み、居住地としての魅力が低下することで、更なる人口減少に繋がります。

このように、人口減少を起因として、様々な経済活動に影響を及ぼし、それが街の魅力の低下や都市の活力低下へと発展していくことが懸念されています。

しかし、町全体の人口が減少したとしても、市街地内の人口密度が低下しなければ、市街地内の経済活動を維持し続けることは可能であり、最低限の生活サービスを確保することは可能です。そのためには、人口減少に備えた新たなまちづくりを進めていくことが必要とされます。

◆人口減少による負のサイクル



資料) 国土交通省

(2) 車を利用することなく生活できる市街地形成の取り組み

益城町は、超高齢化社会へと移行しており、町内においても中心部での高齢化が進み、市街地西部では比較的若い世代が居住するなど、地域によって世代の偏りが見られます。

超高齢社会では、車の運転を避け、できる限り歩いて生活できる市街地環境を整える必要があり、今後のまちづくりにおいては、それぞれの拠点から歩いて生活できる圏域内(800m圏)もしくは公共交通利用圏域内(バス圏域:300m圏)に居住していただくよう誘導していく必要があります。

(3) 中心市街地のにぎわい創出と働き場所を確保するための誘導

町民アンケートにおいては、町のにぎわい創出と働き場所を確保するための産業振興などに関して、町民意識が高い結果となっていました。

町の都市活動の中心である中心市街地は、沢山の方が交流するにぎわいのある都市空間を創出する必要があることから、町民及び町外からの利用も考慮した来街機会の多い都市拠点の形成を目指すため、様々な都市機能の誘導を図るとともに、県道熊本高森線の4車線化事業や土地区画整理事業等との連動を図る必要があります。

(4) 拠点を適正に配置するための都市機能の誘導

都市機能誘導区域は、町民の日常生活に必要な生活利便施設を歩いて利用できる範囲に維持・誘導するための区域で、利用頻度が少ない都市機能ほど位置付けの大きな拠点到集約します。そのため、都市拠点には町に唯一の施設が配置され、町内のどこに住んでいても利用可能な交通環境を整える必要があります。また、町民に最も身近となる生活拠点には、その拠点が担う人口規模に応じた最低限の施設を誘導するなど、拠点の役割に応じた都市機能の誘導を図る必要があります。

(5) 安全かつ快適に生活できる市街地の形成と居住の誘導

本町では、熊本地震により、道路網や公園等の都市基盤の脆弱性が明らかになりました。また、近年の局所的な大雨によって、国内における災害の発生範囲が広がっており、本町においても、河川氾濫等による被害も見られるようになっていきます。

将来においても安全かつ快適に生活できる居住地を形成するためには、低未利用地や狭あい道路の解消、道路網の構築、公園等の都市基盤の整備、防災・減災対策の実施が必要です。

また、各種ハード対策に加え、災害発生リスクの高い地域から安全性の高い場所へ居住を誘導する対策が必要です。ただし、居住を誘導するには、非常に長い年月が必要なことから、新たに住宅を開発される方を対象に安全な場所への居住の誘導を行うことで、災害に強い市街地形成への取り組みを始める必要があります。

(6) 公共交通を維持・確保するための誘導

人口減少に伴う公共交通利用者の減少によって、今後、公共交通の維持が保てない地域も発生する可能性があります。本町のバス利用者は、ほぼ横ばいで推移していますが、将来的に利用者が減少していく可能性もあることから、バス路線の継続が懸念されます。

日常生活の移動手段である公共交通の減少により、高齢者などの交通弱者にとっては、外出機会が減り、健康寿命への影響も生じることとなります。

今後、本町では、より一層高齢化が進行する見込みであるため、拠点形成（コンパクト化）と拠点間連携（ネットワーク化）を図ることで、効率の良い公共交通体系を構築し、安定した公共交通の維持・充実を図る必要があります。

(7) 都市経営を効率化するための誘導

本町の都市経営を安定させるためには、財源の維持と歳出の抑制が必要となります。

財源の維持においては、地価の下落による固定資産税の減収が大きいこと、固定資産税の多くを担う市街地中心部の地価下落を抑制する必要があります。

歳出の抑制においては、都市基盤の老朽化による改修など、都市施設に対する維持管理費が増加する懸念があることから、非効率な都市施設の新たな整備を控えるなど、人口規模に見合った都市経営を行っていく必要があります。

(8) 熊本地震からの復興への寄与

熊本地震で甚大な被害を受けた益城町では、都市構造上の問題点の解決とそれを改善し、将来に向けた安全なまちづくりを目指して熊本地震からの復興を行うこととしています。

このため、町独自の考えによる対応も必要です。